

# ユネスコ無形文化遺産の保護に関する条約への対応について

## 1. 目録作成

「重要無形文化財」、「重要無形民俗文化財」及び「選定保存技術」の一覧を目録として提出。

## 2. 「代表一覧表」への記載提案

### (1) 「代表一覧表」の目的・基準を踏まえた対応

- 無形文化遺産に対する認知の高まりと多様性の尊重を目的。
- 世界遺産と異なり、専門機関による価値の評価は行われない(書類審査のみ)。
- 記載基準は形式的要素が強い。

(基準 : 無形文化遺産であること、無形文化遺産の認知の促進に貢献、保護措置の確保、関係団体等の同意、目録に含まれていること)



将来的には、「重要無形文化財」、「重要無形民俗文化財」及び「選定保存技術」のうち、提案可能なもの全てが「代表一覧表」に記載されることを目指す。

### (2) 具体的提案方法

目録											
重要無形文化財 106件			重要無形民俗文化財 257件							選定保存技術 67件	
芸能	染織	陶芸等	祭礼	年中行事	生産生業等	神楽	田楽	風流	渡来芸等	語り物等	



関係団体等からの同意を確認



提案書を作成し、ユネスコへ提出

○文化財の特徴等により区分を設け、それぞれから選定

○指定の時期の早いものから順に選定

## 3. 「危機一覧表」への記載提案

文化財保護法で既に保護措置が確保されているため、当面は提案を行わない。